

2012.12.17

## ミャンマー法務事情 (5) ー会社法②

前回は、会社法の問題のうち、会社の設立関係についてご説明しました。再任されたアメリカのオバマ大統領も、再選後すぐにミャンマーを訪ね、同国への投資熱はさらに過熱しているように思われます。現在のミャンマー政府に配慮してか、オバマ大統領は、公式の場面ではビルマという表現ではなく、国名をミャンマーと呼んだようです。ビルマ人以外にも多くの民族を抱える同国にとっては、ビルマという言い方は、やはりふさわしくないともいえると思います。さて今回は、会社法のうち、会社の組織や譲渡の方法等についてご説明します。引き続きミャンマー会社法 (Myanmar Company Act) については MC 法と略称します。

### 1. 株式の譲渡

株式は、会社の付属定款で定めがあれば、譲渡可能な財産だと考えられています。MC 法は、株式の発行後、または後述する株式の譲渡や株式配当の **Companies Registration Office (CRO)** への登録から 3 か月以内に、会社の印を押した株券を発行しなければならないとしています。株式の譲渡は、譲渡人と譲受人との間で契約が締結され、印紙税 (譲渡価格の 2.5%) に係る印紙が貼付された契約書に署名して初めて合法となります。MC 法の付属のテーブル A というひな形が、通常この譲渡書として用いられます。会社は、譲渡後 21 日以内に、これを CRO に届け出なければなりません。またその後、ミャンマー政府の通商委員会 (**Trade Council**) に、会社の取締役会の承認書等の必要書類を添えて提出し、その承認を得なければなりません。ミャンマー政府は、一定の通商問題には政府の許可を要するとしていますので、この届出と承認を以て初めて合法かつ有効な株の譲渡となります。

近時は、ミャンマー人が保有する株式を外国人に譲渡することはできないこととされています。外国人の株式を外国人に譲渡することは許されていますが、外国人の有する株式をミャンマー人に譲渡することについては、通商委員会がその裁量で是非を決めるようです。

### 2. 会社の組織

#### (ア) 取締役

会社には 2 人以上の取締役が必要です。免責を得ていない債務超過の者は取締役にはなれません。取締役や執行役員を選任、変更については、2 週間以内に CRO に届け出る必要があります。

## (イ) 株主総会

会社設立後の初めての株主総会は設立後 18 か月以内に開催される必要があります、またその後は一年に一回は少なくとも定時株主総会が開催される必要があります。15 か月以上間隔をあけることはできません。また、定款において開催日を定めておくことが可能です。

会社の全債務の支払いができないことを理由とした会社の解散などの目的のために臨時決議をするには、あらかじめこの決議をすると告知したうえで、開催された定時株主総会において、参加した個人または委任状により議決権を有する株主の 4 分の 3 以上の賛同が必要です。

また、特別決議というさらに厳しい条件の決議も、CRO の同意の下の会社の名前の変更、裁判所の許可の下の基本定款の変更、会社の付属定款の変更、減資、任意の解散のためには必要です。定時株主総会で臨時決議と同様の賛同者による決議が必要ですが、この特別決議には、その決議がなされる定時株主総会の開催の 21 日以上前に、その目的を知らせる告知を行う必要があります。

また、臨時決議、特別決議ともに決議成立の日から 15 日以内に CRO に登録する必要があります。

本記事は、先月の報告に続き、8 月にヤンゴンを訪れ、お会いした DFDMekong のパートナー、James Finch 弁護士からいただいた、2011 - 2012 | MYANMAR | LEGAL, TAX & INVESTMENT GUIDE を要約いたしました。文責は筆者にあります。

筆者 弁護士 苗村博子 弁護士法人苗村法律事務所 代表弁護士

※無断での転載、複製、送信、翻訳・翻案、改変・追加などの一切の行為はご遠慮ください。